

国立大学法人名古屋工業大学検定料免除取扱規程

(平成 30 年 9 月 26 日規程第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、名古屋工業大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 57 条及び名古屋工業大学院規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 47 条に基づき、検定料の免除に関し必要な事項を定める。

(免除対象者)

第 2 条 検定料の免除となる者は、名古屋工業大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院（科目等履修生，特別聴講学生，研究生及び特別研究学生として入学を希望する者を除く。）に志願する者のうち，次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号。以下「災害救助法」という。）が適用されている地域で被災した者であって，主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊，大規模半壊，半壊又は流失したもの
- 二 災害救助法が適用されている地域で被災した者であって，主たる家計支持者が死亡し，又は行方不明となったもの
- 三 前二号に準ずる者であって，学長が相当と認めるもの

2 検定料の免除の対象となる入学試験は，出願期間が災害発生後に設定されているものであり，かつ，当該災害が発生した日から起算して 1 年以内に実施される入学試験とする。ただし，学長が必要と認めた場合は，この限りでない。

(検定料の免除の額)

第 3 条 検定料の免除の額は，検定料の全額とする。

(検定料の免除の申請手続等)

第 4 条 検定料の免除を受けようとする者は，出願書類を提出する際に，検定料免除申請書（別記様式）に被災等を証明する書類を添えて，学長に申請しなければならない。

2 検定料の免除を申請した者に係る検定料は，免除の許可又は不許可が決定されるまでの間は，徴収を猶予するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず，出願書類を提出する際に被災等を証明する書類を取得できない者は，検定料を払い込んだ上，検定料免除申請書（別記様式）により，学長に申請しなければならない。この場合においては，被災等を証明する書類を取得次第，速やかに提出しなければならない。

(検定料の免除の許可)

第 5 条 検定料の免除は，学長が選考し，許可するものとする。

2 前条第 3 項に該当する場合であって，前項により許可された者の既納の検定料については，返還するものとする。

(検定料の納付)

第6条 検定料の免除が不許可となった者は、本学が指定する期日までに、納付すべき検定料を納付しなければならない。

(検定料納付後の免除)

第7条 検定料を納付した後に、第2条第1項に該当する場合であって、特別な事情があると学長が認めたときは、当該検定料を免除することができる。

2 前項の規定により検定料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定に準じて本学が指定する期日までに、学長に申請しなければならない。

(許可の取消し)

第8条 検定料の免除の許可を受けた者で、申請について虚偽の事実が判明した場合は、学長がその許可を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年9月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 この規程の施行前に実施した平成31年度入試における免除該当者については、検定料を返還することにより対応するものとする。